

# 保育認定 在園児専用

(現在、保育所などの保育施設を利用している方)

久留米市 子どものための教育・保育にかかる

## 現況届および令和4年度利用申請のご案内

保育所など(※)の在園児の保護者について、保育の必要性の事由等(就労状況など)の確認【現況届】、次年度の利用意思の確認【利用申請】を目的として、以下の書類を各施設が定める期限までに提出し、手続きをお願いします。入所調整結果は、2月上旬頃に郵送にてご案内する予定です。

なお、書類の不足、書類内容の虚偽、申請書の未提出などにより継続入所できない場合がありますのでご注意ください。(※)保育所など…認可保育所、認定こども園の保育認定部分、事業所内保育事業所のこと

保護者の方の次年度の申請の内容(継続、転園、退所)により提出いただく書類や提出先が異なりますので、以下の内容をご確認のうえお手続きください。

| 申請の内容                         |                              | 継続                    | 転園                                | 退所                                        |                           |
|-------------------------------|------------------------------|-----------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------|
|                               |                              |                       |                                   | 施設を退所                                     | 保育から教育<br>(2号、3号⇒1号)      |
|                               |                              | 引き続き現在入所中の施設の利用を希望する方 | 次年度から転園(現在の入所施設とは別の保育所等の利用)を希望する方 | 久留米市外に転出や幼稚園に通うなどの予定があり、令和3年度中に保育所等を退所する方 | 次年度から同施設の保育認定から教育認定に変更する方 |
| 書類の提出先                        |                              | 現在入所中の施設              | 市<br>(子ども保育課または総合支所市民福祉課)         | 現在入所中の施設                                  | 現在入所中の施設                  |
| △: 提出いただく書類<br>○: 必須<br>—: 不要 | 現況届兼利用申請書                    | ○                     | ○                                 | ○                                         | ○                         |
|                               | 保育が必要なことを証明する書類              | ○                     | ○                                 | ○                                         | ○                         |
|                               | 保育料の算定に必要な書類                 | △                     | △                                 | △                                         | △                         |
|                               | 転園申請書                        | —                     | ○                                 | —                                         | —                         |
|                               | 退所届                          | —                     | —                                 | ○                                         | —                         |
|                               | 教育・保育給付認定申請内容変更申請書【2号・3号認定用】 | △                     | △                                 | △                                         | △                         |

### 《留意事項》

・提出いただく書類に関する詳細な内容は、次ページの【必要書類等】欄をご確認ください。

・現況届兼利用申請書の「2 世帯の状況欄」以降の内容について、前回の申請内容と変更がある方は、別途「教育・保育給付認定申請内容変更申請書【2号・3号認定用】」も記入のうえ、市にご提出ください。

※具体例 ■家族状況が変わった(結婚・離婚など) ■就労状況が変わった(出産のため退職したなど)

・現況届兼利用申請書提出後に状況が変わった場合は、必ず市にご連絡ください。

手続きが遅くなると他の方にご迷惑をお掛けしたり、対応ができない場合がありますので、ご注意ください。

※具体例 ■「継続」としていたが、久留米市外に転出が決まって「退所」することになった

■「継続」としていたが、久留米市内で転居することになり「転園」希望したい

・現況届の時期以外に変更があった場合は、その都度、変更申請の手続きが必要です。

【必要書類等】 下記の口にチェックして、準備してください。

※就労証明書など各書類は、提出日の直近3ヶ月以内に作成（証明および発行）されたものを有効とします。

|                          | 必須                                                                                                                                                                                                                                           | 状況により必要                                                                                                                                                                  |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <b>現況届兼利用申請書</b> 8（最終）ページの記入例に従って、ご記入ください。<br>※入所希望する <u>お子さん 1 名につき 1 枚</u> 必要です。                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                          |
| <input type="checkbox"/> | <b>保育が必要なことを証明する書類 保護者全員分（父・母）</b><br>保護者 1 名につき下記のいずれかを 1 つ以上（合算して月 64 時間以上になる場合を含む）<br>※保護者の方であっても、単身赴任等で住民票を移し、同居していない方については、不要です。<br>※市指定の様式があるものは <b>太字</b> で示しています。<br>※ <b>きょうだい児の新規保育所等の申込みを同時に行う場合は、現況届には写しを、新規申請書には原本をご提出ください。</b> |                                                                                                                                                                          |
| <input type="checkbox"/> | <b>就労証明書</b> <span style="font-size: 2em;">{</span> ・就労予定の方は、就労開始後にも再度提出が必要<br>・育児休業中の方は、就労証明書の提出が必要 <span style="font-size: 2em;">}</span>                                                                                                  |                                                                                                                                                                          |
| <input type="checkbox"/> | 診断書または母子健康手帳（出産予定日のわかるもの） <input type="checkbox"/> 診断書または障害者手帳など                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                          |
| <input type="checkbox"/> | <b>看護・介護申立書</b> + 介護される人の診断書または障害者手帳など                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                          |
| <input type="checkbox"/> | <b>求職中申立書</b> <input type="checkbox"/> <b>就学証明書</b>                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |
| <input type="checkbox"/> | <b>転園申請書</b> ※ <u>転園希望する方のみ</u> 必須です。                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                          |
| <input type="checkbox"/> | <b>退所届</b> ※ <u>退所する方のみ</u> 必須です。                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                          |
| <input type="checkbox"/> |                                                                                                                                                                                                                                              | <b>教育・保育給付認定申請内容変更申請書【2号・3号認定用】</b><br>※現況届兼利用申請書の「2 世帯の状況欄」以降の内容について、前回の申請内容と変更がある方のみ必要です。                                                                              |
| <input type="checkbox"/> |                                                                                                                                                                                                                                              | <b>2020 年中の国内・国外での収入がわかる書類もしくは無収入を証明する書類</b><br>※世帯で海外居住していた方や保護者のどちらかが海外勤務などを行っている（していた）場合は、会社発行の給与支払報告書や給与明細など（外国語による記載の場合は和訳文を添付）が必要です。<br><u>すでに提出している方は、提出不要です。</u> |
| <input type="checkbox"/> |                                                                                                                                                                                                                                              | <b>児童扶養手当を受けていない場合は戸籍謄本</b><br>※父子家庭・母子家庭のみ。コピーで結構です。                                                                                                                    |
| <input type="checkbox"/> |                                                                                                                                                                                                                                              | <b>療育手帳</b><br>※療育手帳をお持ちの方がいる世帯のみ。 <u>入所希望するお子さんに限らず世帯全員が対象で、氏名・手帳等級・交付年月日部分のコピーが必要です。</u>                                                                               |
| <input type="checkbox"/> |                                                                                                                                                                                                                                              | <b>在園証明書（同居の兄弟姉妹）</b><br>※兄弟姉妹が幼稚園や特別支援学校幼稚部などに在園（予定を含む）している場合のみ。予定の場合は、入園後に再度在園証明書の提出が必要です。                                                                             |

※上記の書類以外にも、場合により新たな書類の提出をお願いすることがあります。

書類は**各施設が定める期限までに**提出して下さい。  
なお、在園児の兄弟姉妹でも、新たに保育所などへの入所を希望する場合は、市に提出が必要です。第1次申込締切は、**令和3年12月28日（火）**ですのでご注意ください。



# 保育の必要性の認定について

## 1) 認定（保育認定・教育認定）とは

認定とは、令和4年4月1日時点の子どもの年齢と保育の必要性等により、その区分をあらかじめ認定するものです。

- 教育認定（1号認定）・・・要件：3歳以上
- 保育認定（2号認定）・・・要件：3歳以上で 2) 3) の要件を満たすこと
- 保育認定（3号認定）・・・要件：3歳未満で 2) 3) の要件を満たすこと

## 2) 保育認定の要件

**本市に住所を有し、かつ、保護者（父母とも）が下記の各号のいずれかに該当する子どもであること。**

| 保護者の状況                                                                                 | 保育の必要量の認定区分        | 認定の有効期間                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1. 就労している<br>ひと月において、64時間以上労働することを常態としている                                              | 保育標準時間 又は<br>保育短時間 | 3歳未満児：3歳の誕生日の前々日まで<br>3歳以上児：卒園まで                                  |
| 2. 妊娠中であるかまたは出産後間もない<br>分娩（予定）日を基準として産前8週（多胎妊娠の場合にあっては14週）の日の属する月の初日から産後8週の日の属する月の末日まで | 保育標準時間             | 分娩（予定）日を基準として産前8週（多胎妊娠の場合にあっては14週）の日の属する月の初日から産後8週の日の属する月の末日まで    |
| 3. 疾病または心身に障害がある                                                                       | 保育標準時間             | 3歳未満児：3歳の誕生日の前々日まで                                                |
| 4. 親族を常時介護又は看護している<br>ひと月において、64時間以上介護又は看護することを常態としている                                 | 保育標準時間 又は<br>保育短時間 | 3歳以上児：卒園まで<br>診断書は医師の記載日から半年後の属する月の末日まで（期限の記載があるものはその日の属する月の月末まで） |
| 5. 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている                                                           | 保育標準時間             | 3歳未満児：3歳の誕生日の前々日まで                                                |
| 6. 求職活動（起業の準備を含む。）中である                                                                 | 保育短時間              | 入所後3か月間                                                           |
| 7. 学校に通っている、職業訓練を受けている<br>ひと月において、64時間以上就学することを常態としている                                 | 保育標準時間 又は<br>保育短時間 | 就学期間終了日の属する月の末日まで                                                 |

※ 以上の事由のほか、社会的養護の観点などから子どもの保育が必要と認められる場合は、保育認定をすることがあります。

※ 夜間保育所を利用する場合は、夜間（おおむね19時以降）も保護者が就労等のため保育できないことが条件です。

## 3) 利用時間の認定の要件（保育の必要量の認定区分）

保護者の保育必要量（標準時間・短時間）の区分によって、施設が設定する保育時間の利用となります。

| 保育の必要量の区分 | 保護者の要件（就労等の時間）    | 最大利用時間 |
|-----------|-------------------|--------|
| 保育標準時間    | 原則 月120時間以上       | 11時間／日 |
| 保育短時間     | 原則 月64時間以上120時間未満 | 8時間／日  |

※ 子どもの保護者が複数いる場合は、就労時間等の短い方の状況で区分します。

※ 保育標準時間の認定要件を満たしていても、保育短時間認定を希望する場合は、保育短時間認定を受けることができます。

※ 認定された利用時間以外について、施設が延長保育を実施している場合は、別途施設に料金を支払って延長保育を利用することができます。

※ 就労時間等が月64時間以上120時間未満であっても、常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合は、保育標準時間認定を受けることができますのでお申し出ください。

# 保育料について

## 【保育料の決定方法について】

保育料はお子さんの保護者等の市町村民税額によって決定します。令和4年4月分からの保育料については4月の中旬ごろに、郵送にて決定通知をお送りします。

| いつの分？                  | 誰の？                                                      | 何に基づいて決まる？   |
|------------------------|----------------------------------------------------------|--------------|
| 令和4年4月分から<br>令和4年8月分まで | お子さんの保護者等<br>(同居の祖父母がいる場合、父母の所得状況などにより祖父母の分で適用することがあります) | 令和3年度 市町村民税額 |
| 令和4年9月分から<br>令和5年3月分まで |                                                          | 令和4年度 市町村民税額 |

## ◎毎年9月が保育料の切り替え時期となります◎

|                   |    |    |    |    |    |                   |     |     |    |    |    |
|-------------------|----|----|----|----|----|-------------------|-----|-----|----|----|----|
| 4月                | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月               | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 前年度の市町村民税額に基づく保育料 |    |    |    |    |    | 当年度の市町村民税額に基づく保育料 |     |     |    |    |    |

※ 保護者等の市町村民税の状況により、年度の途中で保育料が変更になる場合があります。

## 【保育料の軽減について】

保育所の運営に必要な経費は、保護者のみなさま、市、国などで負担することとされています。本市では、厳しい財政状況ではありますが、国の基準によりみなさまが負担すべきとされる保育料から市の追加負担により軽減しています。

### ● 保育所の運営に必要な経費の負担割合

| 国が定める利用者負担 |        | 国が定める公費負担     |               |               |
|------------|--------|---------------|---------------|---------------|
| 保護者負担      | 市の追加負担 | 市の負担<br>(1/4) | 県の負担<br>(1/4) | 国の負担<br>(1/2) |

### ● 令和元年10月から保育所、認定こども園等を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもの保育料が無料になりました。詳しくは久留米市保育料基準表をご覧ください。

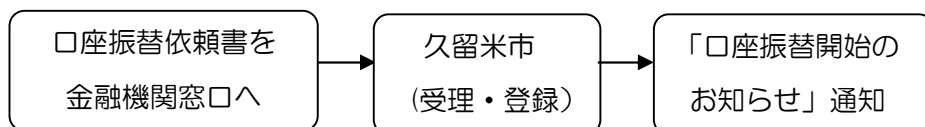
## 【保育料の納付について】

久留米市では保育所の保育料の納付について、口座振替による納付をお願いしています。なお、認定こども園および事業所内保育事業所へ入所した方は、直接施設へ納付してください。

### ● 振替日：毎月末日（12月は27日）

※ ただし当日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。

### ● 口座振替の手続き



※ 口座振替が開始するまでの保育料については、納付書を発行しますので、金融機関の窓口などで納付してください。

※ 口座振替依頼書は保育所、子ども保育課、総合支所市民福祉課に置いています。なお、ゆうちょ銀行の場合は、ゆうちょ銀行に設置された様式で申請してください。

お手続きには1~2ヶ月  
かかりますのでお早めに  
手続きをお願いします。



保育料の納付には便利な口座振替をご利用ください。

# こんなときどうするの？

## ●求職活動中だったが、仕事が決まらない場合

Q. 現在退職して求職活動をしています、仕事が決まらなかったらどうなりますか？

A. 求職活動中の入所が認められるのは、年度内で通算90日（3か月）です。期間内に就労が決まらなければ原則退所となります。倒産や派遣切りなどやむをえない場合はご相談ください。

## ●家庭の状況に変更が生じた場合

Q. 引越しや結婚、離婚などで家庭の状況や住所が変わった時は手続きが必要ですか？

A. はい、必要です。必要な書類などは変更事項によって異なりますので、市子ども保育課・各総合支所市民福祉課や利用施設にまずはご連絡ください。なお、家庭状況などの変更により、保育料が変更になる場合があります。

## ●認定変更について

Q. 現在、求職活動中で保育短時間認定を受けています。フルタイムの仕事が決まり、標準時間認定を受けたいのですが、何か手続きが必要ですか？

A. はい、必要です。就労証明書を添えて、市子ども保育課または総合支所市民福祉課で変更申請をしてください。なお、認定の変更は、申請日の翌月からの適用となりますのでご注意ください。また、窓口での申請の際は、世帯全員分のマイナンバーカード等が必要です。（★）

★次の①または②が必要

- ①世帯全員分の個人番号カード（顔写真付のプラスチック製のカード）
- ②世帯全員分の通知カード（紙製のカード）と申請者分の本人確認書類  
本人確認書類【免許証、障害者手帳、パスポートなど顔写真付であれば1点】  
【保険証、年金手帳、児童扶養手当証書などであればいずれか2点】

例）11月1日からの就職が決定した場合（短時間認定から標準時間認定へ）

### パターン1

10月中に就労予定の証明書を添えて変更申請をすると、11月1日から保育標準時間認定を受けることが出来ます。ただし、就労開始後1か月以内に就労証明書の提出が必要です。

### パターン2

11月になってから変更申請をすると、標準時間認定への適用は12月からとなり、11月中は短時間認定のままで。施設が設定している短時間保育時間を超える場合は、別途延長保育料が発生しますので、ご注意ください。

## ●退所する場合

Q. 都合により施設を退所したいときはどうしたらいいの？

A. 退所は、原則月末日となります。（在籍月分まで保育料が発生します。）早めに施設に退所する旨を伝え、施設に退所届を提出してください。

## ●欠席期間の保育料について

Q. 病気のため2週間欠席したのですが、保育料は1か月分かかりますか？

A. 欠席しても保育料は全額お支払いいただきます。なお、1週間以上継続して欠席する場合は、施設に欠席届を提出してください。

## ●休園について

Q. 里帰りの間、休園することはできますか？

A. 原則休園はできませんが、里帰りや児童の長期入院等やむを得ない理由の場合は、2か月以内であれば休園を認めています。保育料は全額お支払いいただきます。まずは、施設もしくは市へご相談ください。



## ●転園について

Q. 新年度からは、市内の別の保育園に転園したいのですが？

A. 市に必要な書類を提出してください。

提出期限は、新年度の新規申込の締め切りと同じです。

第1次申込の締め切りは、令和3年12月28日（火）です。

最終締め切りは令和4年2月25日（金）ですが、第1次申込の方ではほぼ入所者が決定しますので、できるだけ第1次締め切りまでにお申し込みください。

その際に必ず入所先が決まるわけではありませんので、ご理解のうえお申し込みください。

なお、年度途中の転園は、転居や勤務地の変更を除き原則できません。

## ●口座振替ができなかった場合

Q. 残高不足により口座振替ができなかったのですが、どうしたらいいですか？

A. 保育料の口座振替は毎月末日（12月は27日）です。このとき振替ができなかった分は翌月の中旬に再振替を行いますので、口座に入金の準備をお願いします。

## ●病気になった時の保育

Q. 子どもが病気の時はどうしたらいいですか？

A. お子さんの安静の確保と感染症等拡大予防の観点から、保育所等での保育・集団生活が難しい場合があります。自宅での保育が困難な場合に、久留米市では「**病児保育**」を実施しています。事前に利用登録が必要です。くわしくは各施設へおたずねください。

|        |                       |              |
|--------|-----------------------|--------------|
| 【実施施設】 | マリアン・キッズ・ハウス（聖マリア病院）  | 0942-34-3165 |
|        | エンゼルキッズ（久留米大学医療センター）  | 0942-22-6621 |
|        | すくすくランド（久留米大学旭町キャンパス） | 0942-31-7988 |
|        | ハイジア病児保育室（ハイジア内科）     | 0942-54-9551 |
|        | たのっしーランド（田主丸中央病院）     | 0943-72-1633 |

## ●休日の保育

Q. 日曜日や祝日に預かってもらえる保育所はありますか？

A. 保育認定（2号・3号認定）のお子さんについては、「**休日保育**」を実施しています。実施施設以外に在籍しているお子さんも利用できます。事前に利用登録が必要です。くわしくは施設へおたずねください。（12月29日から1月3日までは利用できません。）

【実施施設】  
篠山保育園（城南町） 0942-32-9655

# 重要なお知らせ

## ◆変更申請の手続きについて

現況届の時期以外に申請内容に変更があった場合は、その都度、変更申請の手続きが必要です。変更申請に必要な書類は、利用施設、子ども保育課（市役所16階）、各総合支所市民福祉課窓口にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

市ホームページ>暮らし・届出（オンラインサービス）>申請・届出ガイド（申請・届出・申込・予約）>子育て支援（子育て・教育）>保育所等の支給認定申請・入所申込に関する書類等（保育所・幼稚園・預かり）

## ◆退所していただく場合

次の場合は、退所していただくことがあります。

- ①提出書類に虚偽の記載があるなど、不正行為が判明した場合
- ②保育を必要とする事由が消滅した場合
- ③1ヶ月を超えて連続して入所施設を欠席する場合

## ◆転出した場合

保育所等の入所後に久留米市から転出した場合は、退所になります。

転出先から久留米市の保育所等に引き続き利用を希望する場合は、転出先の保育担当課に相談ください。その際、久留米市のお子さんの待機があるなどの理由で入所ができない場合がありますので、ご了承ください。

## ◆保育料の変更について

市町村民税の情報（同一世帯者を含む）や世帯情報の調査の結果、税額等に相違がある場合に入所日または当該年度の初日に遡って保育料を変更します。

## ◆保育料の納付について

保育料は納期限までに納付してください。

保育料の未納がある場合は、保育所等の入所が保留になることがあります。

納付が遅れる場合は、子ども保育課に納付可能日の連絡をお願いします。

## ◆保育料の滞納について

保育料を滞納した場合、保育所等を通じて納付のお願いをします。

保育料の滞納整理のために、市職員が自宅および勤務先へ電話または訪問、勤務先への給与照会、金融機関等への財産調査および差押等の滞納処分を行うことがあります。

そのほか かわいい情報は久留米市ホームページでも提供しています。

久留米市 保育所・認定こども園

検索

令和3年10月発行

### 【お問合せ先】

| 名称           | 所在地                | 電話番号         |
|--------------|--------------------|--------------|
| 子ども未来部子ども保育課 | 久留米市城南町15番地3       | 0942-30-9025 |
| 田主丸総合支所市民福祉課 | 久留米市田主丸町田主丸459番地11 | 0943-72-2113 |
| 北野総合支所市民福祉課  | 久留米市北野町中3245番地3    | 0942-78-3552 |
| 城島総合支所市民福祉課  | 久留米市城島町檜津743番地2    | 0942-62-2112 |
| 三潨総合支所市民福祉課  | 久留米市三潨町玉満2779番地1   | 0942-64-2312 |



# 現況届兼利用申請書記入例

現況届兼利用申請書【2号・3号認定用】

保育現況

|                                                              |              |                         |           |        |         |
|--------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------|-----------|--------|---------|
| 久留米市長 宛て                                                     |              | 申請(記入)日 令和3 年 10 月 15 日 |           |        |         |
| 次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る現況を届け出ます。<br>また、保育所等の施設利用もあわせて申請します。 |              | 保護者氏名 久留米 ひとみ           |           |        |         |
| ふりがな                                                         | くるめ きらり      | 生年月日                    | 令和4年4/1時点 | 性別     | 保護者との続柄 |
| 児童名                                                          | 久留米 きらり      | 平成28年 5 月 23 日 ( 5 ) 歳  | ( 5 ) 歳   | 男<br>女 | 子       |
| 現住所                                                          | 久留米市 城南町●●一● |                         |           |        | 電話番号    |
| 現在入所中の施設名                                                    | ○○○保育園       |                         |           |        | 父の携帯    |
|                                                              |              |                         |           |        | 母の携帯    |

## 1 来年度の保育所等の利用について

| 区分<br>※1つに<br>チェック<br>(✓)              | 説明                                | 提出書類                                                                                                     |
|----------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続 | 引き続き現在入所中の施設の利用を希望する              | ・現況届兼利用申請書(この書類)<br>・保育が必要なことを証明する書類<br>・保育料の算定に必要な書類(療育手帳など該当する方のみ)                                     |
| <input type="checkbox"/> 転園            | 次年度からの転園を希望する                     | ・現況届兼利用申請書(この書類)<br>・保育が必要なことを証明する書類<br>・保育料の算定に必要な書類(療育手帳など該当する方のみ)<br>・転園申請書                           |
| <input type="checkbox"/> 退所            | 久留米市外に転出や幼稚園に通うなどの予定があり、保育所等を退所する | ・現況届兼利用申請書(この書類)<br>・保育が必要なことを証明する書類<br>・保育料の算定に必要な書類(療育手帳など該当する方のみ)<br>・退所届(但し、同施設の保育認定から教育認定に変更する方は不要) |

以下の欄について現在の状況を記入ください。なお、前回の申請内容と変更がある方は、別途「教育・保育給付認定申請内容変更申請書【2号・3号認定用】」も記入のうえご提出ください。

## 2 世帯の状況(申請(申込)日時点の児童以外すべての同一世帯員を記入ください。また、別居の兄弟姉妹も記入ください。)

※ 両親(父及び母)の一方が別居の場合、住民票上も別居であっても必ず記載し、「別居」を○で囲んでください。(例:単身赴任、離婚調停中など)

※ 建物が別であっても、住所が同一(同番地)であれば同居とみなしますので、該当者がいる場合は記入ください。

※ 申込用紙以外の同一世帯員が8名以上お記入できない場合は、申請書をもう1枚記入ください。8枚目はこの部分まで記入いただければ結構です。

| 入所児童の家庭の状況 | ふりがな<br>氏名         | 児童との続柄                                                                      | 生年月日            | 同居・別居                                                                      | 上段：勤務先・就学先等の状況<br>下段：別居の状況                                      |
|------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| ①          | くるめ たろう<br>久留米 太郎  | 父                                                                           | 昭和59年 4 月 7 日   | 同居<br>別居                                                                   | □市内 <input checked="" type="checkbox"/> 市外(市町村名: 北九州市)          |
| ②          | くるめ ひとみ<br>久留米 ひとみ | 母                                                                           | 昭和59年 12 月 22 日 | 同居<br>別居                                                                   | (有) ●●ハウス<br>□市内 □市外(市町村名: )                                    |
| ③          | くるめ はなこ<br>久留米 花子  | 姉                                                                           | 平成19年 9 月 13 日  | 同居<br>別居                                                                   | ●●中学校<br>□市内 <input checked="" type="checkbox"/> 市外(市町村名: 北九州市) |
| ④          | くるめ じろう<br>久留米 次郎  | 兄                                                                           | 平成24年 6 月 1 日   | 同居<br>別居                                                                   | ●●小学校<br>□市内 □市外(市町村名: )                                        |
| ⑤          | ふくおか ひろこ<br>福岡 博子  | 祖母                                                                          | 昭和30年 7 月 8 日   | 同居<br>別居                                                                   | 病気療養中<br>□市内 □市外(市町村名: )                                        |
| 生活保護の受給    |                    | <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有            |                 | ひとり親世帯の該当 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 |                                                                 |
| 同居の障害者の有無  |                    | <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (氏名 福岡 博子) |                 | ひとり親世帯に該当し、児童扶養手当を受給していない方は<br>戸籍謄本の写しを提出してください。                           |                                                                 |

## 3 税情報等の提供について

同居の方が障害者手帳の交付を受けている場合は有にチェックしてください。  
また、療育手帳の場合は写しを提出してください。

久留米市が施設型給付費・地域型保育給付費の算定に必要とする情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報  
を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 久留米 ひとみ

## 4 保育の利用を必要とする理由等

|           |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 父         | <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 病気・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 単身赴任中 )                          |
| 就労等(就学)時間 | 時 分 ~ 時 分まで                                                                                                                                                                                                                                               |
| 母         | <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 病気・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他( ) |
| 就労等(就学)時間 | 9 時 00 分 ~ 17 時 00 分まで                                                                                                                                                                                                                                    |

この内容について、前回の申請内容と変更がある方は、別途『教育・保育給付認定申請内容変更申請書【2号・3号認定用】』も提出が必要です。